

社会福祉法人みのり会

短期入所生活介護事業所

三 和 荘

【重要事項説明書】

令和 7 年 5 月

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(長崎県指定 第 4271100853 号)

当事業所はご契約者に対して指定短期入所生活介護サービスを提供します。
事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたい事を
次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と
認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方
でもサービスの利用は可能です。

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人みのり会
(2) 法人所在地 長崎県長崎市十人町1-7
(3) 電話番号 095-822-1092
(4) 代表者氏名 理事長 天本俊太

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定短期入所生活介護事業所
(2) 事業所の名称 指定短期入所生活介護事業所（三和荘）
平成18年4月指定 長崎県 4271100853号
(3) 事業所の所在地 長崎県長崎市布巻町792番地
(4) 電話番号 095-892-1001
(5) 施設長（管理者） 加藤 勝
(6) 開設年月 平成8年4月1日
(7) 営業日及び営業時間

【営業日】年中無休 【受付時間】9:00 ～ 18:00

- (8) 利用定員 10名
(9) 居室等の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。利用される居室は、原則として4人部屋ですが、個室など他の種類の居室への利用をご希望される場合は、その旨をお申し出下さい。（但し、ご契約者の心身の状況や居室の空き状況によりご希望に沿えない場合もあります。）

居室・設備の種類	室数	備考
1人部屋	10室	
2人部屋	3室	
4人部屋	11室	
合計	24室	
食堂	1室	
機能訓練室	1室	
浴室	2室	一般浴槽・特殊浴槽（2種類）
医務室	1室	

※ 上記は、厚生労働省が定める基準により、指定短期入所生活介護事業所に必置が義務づけられている施設・設備です。この施設・設備の利用にあたってご契約者にご負担いただく費用はありません。

☆ 居室の変更

ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際にはご契約者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

(10) 利用にあたって別途利用料金をご負担いただく施設・設備

現在別途利用料金をご負担いただく施設・設備はありません。

3.職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定短期入所生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

＜主な職員の配置状況＞※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

施設長（管理者）	1 名
生活相談員	1 名
介護職員	18 名
看護職員	5 名
機能訓練指導員（兼務）	1 名
医師（非常勤兼務）	1 名
管理栄養士	1 名

＜主な職種の勤務体制＞

職種	勤 務 体 制
医師	毎週月～土曜日 13：00 ～ 18：00
介護職員	標準的な時間帯における最低配置人員
	① 6：30 ～ 15：30 1 名
	② 8：00 ～ 17：00 1 名
	③ 9：00 ～ 18：00 2 名
	④ 10：30 ～ 19：30 1 名
	⑤ 16：30 ～ 9：30 2 名
看護職員	標準的な時間帯における最低配置人員
	日中 9：00 ～ 18：00 1 名
機能訓練指導員	毎日 14：00 ～ 16：00

4.通常の送迎の実施地域

小ヶ倉中学校区・土井首中学校区・深堀中学校区・香焼中学校・三和中学校区・
青潮学園区

5.当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- | |
|---|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
(2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合 |
|---|

があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第4条参照）

以下のサービスについては、居住費、食費を除き通常9割～7割が介護保険から給付されます。

<サービスの概要>

①居室の提供

②食事（業務委託を行っております。）

朝食：8：00～9：00 昼食：12：00～13：00 夕食：16：00～17：00

- ・当事業所では、栄養士（管理栄養士）の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状態及び嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ご契約者の自立支援の為、離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

③入浴

- ・入浴又は清拭を行います。
- ・寝たきりの方でも機械浴槽を使用して入浴することができます。

④排泄

- ・排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

⑤機能訓練

- ・機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

⑥健康管理

- ・医師や看護職員が健康管理を行います。

⑦その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行なわれるよう援助します。

⑧口腔ケア

- ・食後、口腔内の清潔を保ち疾患の予防に努めます。

⑨送迎

- ・利用者・家族等の申請などから利用者宅と事業所との送迎を行います。

＜サービス利用料金（１日あたり）＞（契約書第 7 条参照）

別紙の料金表どおりになっています。

（個室/多床室）

要介護度	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
介護サービス費	618 単位	687 単位	760 単位	830 単位	899 単位
長期利用の場合は、30 日を超えた日から一日 30 単位減算					

- * 介護職員処遇改善加算Ⅰ 月の総単位数×14.0%
- * サービス提供体制強化加算Ⅲ 6 単位
- * 療養食加算 8 単位/回
- * 夜勤職員配置加算Ⅲ 15 単位
- * 送迎加算 片道につき 184 単位

☆ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

☆居室と食事に係る費用について、負担限度額認定を受けている場合には、認定書に記載している負担限度額にします。

（２）介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。【１日当たり／円】

対象者		預貯金等の資産状況	区分	食費	多床室	個室
生活保護受給者の方		単身：1,000 万円以下 夫婦：2,000 万円以下	第 1 段階	300	0	320
市 町 村 税 非 課 税 世 帯 全 員 が	高齢福祉年金受給者の方	単身：650 万円以下 夫婦：1,650 万円以下	第 2 段階	600	370	420
	前年度の合計所得金額＋年金 の収入額が 80 万円以下の方	単身：550 万円以下 夫婦：1,550 万円以下	第 3-①段階	1,000	370	820
	前年度の合計所得金額＋年金の収入 額が 80 万円超 120 万円以下の方	単身：500 万円以下 夫婦：1,550 万円以下	第 3-②段階	1,300	370	820
	前年度の合計所得金額＋年金 の収入額が 120 万円超の方					
認定要件を満たさない方			第 4 段階	1,445	855	1,171

＜サービスの概要と利用料金＞

- ① 居住費 多床室 855 円 個室 1,171 円
- ② 食 費 1445 円（朝 343 円 昼 585 円 夕 517 円）
※ 急なキャンセルの場合、食費実費負担となります。
※ 入所者が選定する特別な食事の提供に伴い必要となる費用 実費
- ③ 理美容代 実費
女性 2,000 円（顔剃り込み）
男性 1,500 円（坊主の場合は 1,000 円）
- ④ 利用者の希望により、個別に外部のクリーニング店に取り継ぐ場合のクリーニング代
実費

☆おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。

（３）利用料金のお支払い方法

前記（１）、（２）の料金・費用は、短期入所終了後に計算し、ご請求しますので、窓口での現金支払いとなります。自動引き落としの場合は 20 日に引き落としとなります。（土日祝日は翌銀行営業日です）

(4) 入所中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。(但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。)

① 協力医療機関

- みのり会診療所 長崎市梅香崎町 2-14 フェリチエ梅香崎 2 階
- 長崎記念病院 長崎市深堀町 1 丁目 11 番地 54
- 長崎友愛病院 長崎市蚊焼町 2314 番地 1

② 協力歯科医療機関

- 野島歯科医院 長崎市鍛冶屋町 7 番 52 号

6.利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要

措 置 の 概 要

1 利用者からの相談又は苦情等に対応する常設の窓口（連絡先）、担当者の設置

- ① 事業所内に苦情・相談専用の窓口を設置するとともに、また、相談に訪問した利用者及びその家族のプライバシーと秘密の保持の為、苦情・相談専用室を設ける。
- ② 苦情・相談の窓口担当者を選任し、当該担当者が苦情・相談に当たる。なお、窓口での解決が困難な場合は、下記事項 2 の体制及び苦情・相談の解決に当たる。
- ③ 苦情・相談窓口（連絡先）
指定短期入所生活介護（三和荘）〈特別養護老人ホーム三和荘内〉
長崎県長崎市布巻町 7 9 2 番地
電話 095-892-1001

2 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順

サービス利用者から苦情・相談の申し立てがあった場合、次の体制並びに手順で処理する。

- ① 始めに、苦情・相談窓口の担当者が、利用者及びその家族からの苦情・相談を受けその内容を充分聴き、内容を確認したうえで、その段階で解決できると判断されるものはその場で解決する。
- ② 窓口担当者で解決が困難な場合は、処理を保留し、管理者及び苦情・相談の対象となっている部署の責任者と協議し解決する。

- ③ ②での解決が困難な場合は、当該利用者及びその家族に第三者委員会及び長崎県運営適正化委員会への申し立てができる旨を伝え、速やかに当該事案の概要を県当局に伝えその指示を仰ぐものとする。

○苦情受付担当者 【生活相談員】 川上 憲一

○苦情解決責任者 【施 設 長】 加 藤 勝

○第三者委員

石橋 克明 〒850-0056 長崎市恵美須町 7-17 TEL 095-824-3832

岡村 康司 〒850-0824 長崎市三景台町 10 番 6 号 TEL 0957-23-6429

太田尾 正 〒851-0402 長崎市晴海台町 12 番地 5 TEL 095-892-7893

社会福祉法人みのり会

〒850-0908 長崎市十人町 1 番 7 号 TEL 095-822-1092 FAX 095-822-1823

3 行政機関その他苦情受付機関

長崎市福祉部介護保険課	〒850-8685 長崎市魚の町 4-1（1 階）	TEL 095-829-1163 FAX 095-829-1250
三和地域センター	〒851-0498 長崎市布巻町 111 番地 1	TEL 095-892-1111 FAX 095-892-1187
香焼地域センター	〒85-0310 長崎市香焼町 1070-4	TEL 095-871-4112 FAX 095-871-4667
野母崎地域センター	〒851-0592 長崎市野母町 1165 番地	TEL 095-893-1114
国民健康保健団体連合会 介護保健課	〒850-0025 長崎市今博多町 8 番地 2 長崎県国保会館内	TEL 095-829-7293 FAX 095-826-1779
長崎県運営適正化委員会	〒852-8555 長崎市茂里町 3 番 24 号	TEL 095-842-6410 FAX 095-842-6740

7. 事故発生時の対応

- ① 事故発生（発見）直後は、救急搬送の要請など、ご利用者の生命・身体の安全を最優先に対応します。
- ② ご利用者の生命・身体の安全を確保したうえで、速やかにご家族に連絡をとり、その時点で明らかになっている範囲で事故の状況をご説明します。
- ③ ご利用者やご家族に対し、事故に至る経緯、事故の態様、事故後の経過、事故の原因等を整理・分析し、ご説明します。
- ④ 事故の原因に応じて、将来の事故防止策を検討するとともに事故に対しては誠意を持って対応します。

8. サービス提供における事業者の義務

- ① ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ② ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえご契約者から聴取、確認します。
- ③ ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ④ ご契約者へのサービス提供時において、ご契約者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに家族及び関係機関への連絡を行う等必要な処置を講じます。
- ⑤ 事業者及びサービス従業者又は従業員は、サービス提供するにあたって知り得たご契約者又は御家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。（守秘義務）ただし、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。また、ご契約者との契約の終了に伴う援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご契約者の同意を得ます。

9. 運営に関する基準について

提供するサービスの第三者評価は実施しておりません。

10. 非常災害対策

事業者は、非常災害に関する具体的（消防、風災害、地震等）計画を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定めておくとともに、非常災害に備えるため、月1回、定期的に避難、救出訓練を行っております。

11.感染症対策

感染症対策の徹底において当該施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止の対策及び研修、シミュレーションの実施をするとともに、その結果について従業員に主知を図るものとします。

12.高齢者虐待防止対策

利用者の人権擁護、虐待の防止の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための研修を実施します。